

伊那中央行政組合監査委員条例

昭和38年6月4日

条例第3号

改正 昭和41年3月10日 条例第8号
平成10年4月1日 条例第1号
平成15年4月1日 条例第1号
平成18年3月31日 条例第8号

(設置)

第1条 この組合に監査委員を置く。

2 監査委員に関しては、法令に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(準用規定等)

第2条 監査委員選任告示等については、伊那市監査委員条例（平成18年伊那市条例第13号）を準用し、「市長」とあるのは「組合長」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月20日から適用する。

附 則（昭和41年3月10日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月25日から適用する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。